

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

①制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある**。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

政令

- ◆ 改正法においては、保育所等において虐待が発生した場合は、「所管行政庁」が必要な措置を講ずることとして~~いるところ~~、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）を改正し、指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が指導監督を行う施設等については、指定都市等を「所管行政庁」とする。
- ◆ 改正法においては、都道府県知事が毎年度、管内の市町村における虐待の状況をとりまとめて公表することとして~~いるところ~~、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令を改正し、指定都市等における虐待の状況を含め、都道府県知事がとりまとめて公表することとする。
※改正法により、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）において、法律上、都道府県知事が指定都市・中核市における虐待の状況をとりまとめて公表することが規定されている。

府令

【①内閣府令で定める事項】

- ◆ 所管行政庁が児童福祉審議会等に報告する事項として、以下を規定する。

- ・虐待に係る施設等の名称、所在地及び種別
- ・虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
- ・虐待の種別、内容及び発生要因
- ・虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
- ・所管行政庁等が講じた措置の内容
- ・虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

【②内閣府令で定める事項】

- ◆ 市町村長が都道府県知事に報告し、都道府県知事が公表する事項等として、法律上定められた事項（虐待の状況、事実確認等の講じた措置の内容、市町村から報告を受けた事項）に加え、以下を規定する。
 - ・虐待を行った職員等の職種

【③内閣府令で定めるところ】

- ◆ 都道府県知事等が虐待の状況を公表する際は、ウェブサイトにおいて公表するものとする。

※幼保連携型認定こども園・幼稚園・特別支援学校幼稚部についても、上記と同様の改正を行う。

※上記の他、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において、改正法により認定こども園法上「入園児虐待」を新たに定義したことに伴う改正等、各設備運営基準の所要の改正を行う。

被措置児童等虐待にかかる所管行政庁について

施設・事業	所管行政庁	高知県児童福祉審議会における調査審議部会
保育所 幼保連携型認定こども園（※３） 一時預かり事業 病児保育事業 認可外保育施設 幼稚園 特別支援学校幼稚部	県（※２）	保育部会
児童自立生活援助事業（※４） 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） 意見表明等支援事業 妊産婦等生活援助事業 里親等 乳児院 母子生活支援施設（※４） 児童館 児童養護施設 障害児入所施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 指定発達支援医療機関 一時保護施設 児童福祉法第33条第１項若しくは第２項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者	県	こども支援専門委員会
家庭的保育事業、小規模保育事業、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 乳児等通園支援事業 放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 児童育成支援拠点事業	市町村	※５

※１：着色している施設等は児童福祉法改正により新たに対象となったもの

※２：中核市が指導監督を行う施設は中核市が所管行政庁となる。

※３：幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地域裁量型は認可外保育施設として虐待に係る対応を行う。

※４：法の対象施設に含まれる以前から現ガイドラインにて対象施設として取り扱っている。

※５：市町村が所管行政庁となる事業等は、各市町村児童福祉審議会又は委員に相当する者に報告。